

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

〔三番 平岡静香君登壇〕

○三番（平岡静香君） みやぎ県民の声の平岡静香です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、大綱三点について質問します。村井知事をはじめ、執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

今年、戦後八十年を迎えました。第二次世界大戦においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など人権侵害が行われました。このような経緯から、昭和二十三年に全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、世界人権宣言が採択されました。世界の普遍的な価値として人権が公式に認められ、戦後の歩みを始めました。しかし、歴史に逆行する動きも見られます。先人たちのたゆまぬ努力によって守られてきた人権尊重の精神を次世代に継承するためにも、今回の議会では、人権にまつわるテーマを取り上げます。

大綱一点目、民主主義と選挙について三点お伺いします。

先日、大崎市にある吉野作造記念館の企画展「大崎から見る普遍元年く普通選挙法成立百周年記念く」を訪れました。大正デモクラシーにおいて、吉野作造、黒川郡富谷村の内ヶ崎作三郎、本吉郡気仙沼の小山東助の三名は「東北精神を代表しよう」と語り合い、東北から全国に民主主義の思想を広めることに尽力しました。藩閥政治から脱却しようとする民衆の機運が高まり、普通選挙の実現を果たしました。それから百年がたちました。選挙とは、民主主義の基本である人民の、人民による、人民のための政治を行う代表者を正当に選ぶことです。総務省によれば、明るい選挙とは、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映されることとしています。来月には、宮城県知事選挙が予定されています。言論の府である議会において、いま一度選挙のあべき姿について問いたいと思います。一つ目は、第二十七回参议院議員通常選挙の総括について御説明ください。二つ目は、民主主義のリテラシーを高める上で、本県が取り組んでいることをお示しください。三つ目は、宮城県における主権者教育の現状と課題についてお答えください。

大綱二点目、宮城県の精神医療保健の方向性について三点お伺いします。

令和三年九月に仙台医療圏の病院再編構想について発表されてから四年がたちまし

た。今年五月九日には、東北労災病院から「機構及び当院の置かれた様々な状況を勘案し、慎重に検討を重ねた結果、宮城県との協議を終了する」との申出がありました。その後、富谷市・大和町・大郷町・大衡村の市町村長と議長が、県に対して支援を要望してまいりました。先月、富谷市は、東北医科薬科大学を誘致の候補として正式に決定しました。当初の構想とは異なる展開を迎えましたが、県の立場から第八次宮城県地域医療計画の推進に向けて、変わらぬ御指導・御支援をお願いいたします。また、宮城県立精神医療センターについては、昨年十一月に宮城県精神保健福祉審議会における全会一致を受けて、名取市内における建て替えが決まりました。宮城県民二百二十万人全員の合意形成を図ることは困難ではありますが、県民との対話の機会を設けてくださった知事、副知事、保健福祉部長に感謝申し上げます。

私は、令和六年九月定例会において、宮城県の精神保健医療福祉政策について取り上げました。その後も宮城県の政策の在り方を模索するため、調査を継続しています。今年五月には岡山県精神科医療センターを視察しました。岡山県では、精神科医の山本昌知先生が県の精神保健医療福祉の現場に大きく影響を与えました。山本医師は、患者にとって人との関係こそが薬となると考え、閉鎖病棟を開放しました。岡山県精神科医療センターは、当事者、御家族、医療従事者にとっても明るく開放的な環境となっています。本県においては、宮城県民のメンタルヘルスを支える支援体制の在り方について、踏み込んだ議論をされることを期待します。ここでお尋ねします。一つ目、宮城県立精神医療センターの建て替えに伴い、当事者との協議を踏まえながら、精神医療改革を進める方針はございますか。二つ目、昨年度四千九百二十万四千円の経費を計上し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業を進めています。仙南・仙台圏域をモデル地域として、どのようににも包括が進められたでしょうか。抽象的な議論に陥りやすいにも包括について、具体的にお示しください。三つ目は、心のサポーター養成研修で養成した心のサポーターの活用を促進する御計画があるか、お答えください。

大綱三点目、こどもの人権と教育について八点お伺いします。

平成元年、国連総会において、子どもの権利条約が採択されました。子どもの権利条約は、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重を原則とします。日本は、平成六年に批准しましたが、現在ある締約国・

地域百九十六のうち百五十八番目と世界に大きく遅れを取ることとなりました。更には、国内法の議論が始まるまで二十八年もの年月を費やしました。保護主義的子ども観を超えた、子どもの権利への理解がなかなか進まずにきました。令和四年四月二十二日、衆議院内閣委員会において、こども基本法やこども家庭庁について審議されました。委員の中からは、子供たちが責任や義務を果たさずに権利ばかりを主張し、社会秩序が壊されるのではないかという懸念の声も上がりました。これに対し、こども基本法案を主導した委員からは、次代の社会を担う全ての子供が、多様な社会的活動に参加することで、義務感や責任感が養われていくことを期待したいとの答弁がなされました。こども基本法施行から二年がたちました。宮城県において、子供は権利の主体であるという考え方がどの程度浸透しているでしょうか。私は、昨年度九月定例会において、宮城県の子どもたちを取り巻く課題について質問を知事に行いました。知事からは「急速な少子化の進行に加え、児童虐待の増加、震災の影響により困難を抱える子供・若者の存在など、多くの課題があると認識している」との御答弁を頂きました。今月一日には、第十三回宮城県総合教育会議が開催されました。知事が同席されるのは、令和四年以来です。文部科学省によると、総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき措置について、教育委員会と協議・調整を行うことが可能であるとされています。ここで改めて知事にお伺いします。教育分野における子供の権利保障という観点から、重点的に取り組むべき県政課題と対策についてお答えください。

次に、先月、県立高校将来構想審議会へ示された（仮称）第四期県立高校将来構想答申骨子（案）について取り上げます。

本県の中学校卒業者数は、令和五年三月には一万九千九百七十三人でしたが、十五年後には約七千人減少することが見込まれています。急速な少子化が進行する中で、現在、県立高校が果たすべき役割や高校配置の将来像など、県立高校の在り方について検討が進められています。最初に、審議会において特に議論されたテーマについて御説明ください。資料一を御覧ください。（パネルを示す）次期県立高校将来構想「高校教育の創造的な再構築」に向けた柱となる取組についてを御覧ください。全ての生徒の可能性を最大限に引き出す質の高い高校教育を実現するための取組について示されています。取組二、専門学科における実践的な学びについては、自分の興味・関心あることを全面

的に学ぶだけでなく、社会の中で即戦力として活躍する人を育てることができます。今年七月に県庁一階県民ロビーで行われた、みやぎ専門高校魅力発表会に参加しました。現役高校生からは、日々の学びや自らの志について聞かせてもらうことができました。水産科で学ぶ生徒からは、四十五日間に及ぶ海洋実習の経験について。また、同校の産業経済科に在籍する生徒からは、食品の製造や販売、流通経済に関する学びを生かして、簿記の資格取得に向けて勉学に励んでいることなどを聞きました。土木を学ぶ生徒からは、単管パイプの強度計算の仕方を教えてもらいました。高校卒業後は、自衛隊に入隊し、学んだ土木技術を生かして社会に貢献したいと真剣なまなざしで話してくれました。宮城県の全ての子供たちが彼らのように学ぶ喜びを感じ、志を持って生きてほしいと感じました。次に、取組三に関しては、多様な学びのニーズへの対応として、二〇二七年度に開校するidealスクールの準備が進められています。取組の方向性である、学校に生徒を合わせるのではなく、興味・関心や希望に応じて生徒が学びを選べる、生徒を主語にした高校教育の実現を期待しているところです。来月十五日には第二回目の個別説明会が予定されています。積極的に広報活動を行い、より多くの生徒に対して門戸を開いていただきたいです。ここからは骨子につながる次期県立高校将来構想に関連して、志教育の推進、スクール・ミッションと学校配置、学力概念の変遷と全国学力調査の意義、高校の魅力化推進について確認いたします。

第一に、志教育の推進について伺います。

資料二を御覧ください。（パネルを示す）みやぎの志教育についてです。平成三十一年に策定した第三期県立高校構想のもと、未来を担う高い志を持つ人づくりや、未来を拓く魅力ある学校づくりを目指して、志教育の推進や地域のニーズに応える高校づくりなどの高校教育改革に取り組んできました。平成二十三年度以降、志教育推進事業が進められ、各学年の志教育の年間指導計画を作成し、志教育の実践が行われてきました。二年前、宮城県教育庁義務教育課より、みやぎの志教育について御説明いただきました。みやぎの志教育とは、小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会と関わる中で社会性や勤労感を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育であるとのことでした。ここでお尋ねします。宮城県において、志教育が推進されてから間もなく十五年がたち

ます。志教育の評価と今後の方針についてお答えください。

第二に、スクール・ミッションと学校配置について伺います。

将来構想策定に当たったの検討項目の一つとして、スクール・ミッションの再定義（地区別、学科別配置の考え方を踏まえた各学校のミッション）が示されています。令和三年中央教育審議会の答申で示された令和の日本型学校教育の中で、スクール・ミッションの再定義とスクールポリシーの作成の必要性が示されました。作成に当たっては、校長がリーダーシップを発揮しながら、全教職員が当事者意識を持って参画し、共有・理解・納得のプロセスを経ていくことそのものに大きな意義があるとされています。また、地域の実情によって、生徒や保護者、地域住民等の関係者が参画して進めることが重要です。各校の特色を強く打ち出し、生徒自らが自分に合った質の高い学びにアクセスするためにも大切な作業になります。ここでお尋ねします。今後、スクール・ミッションの再定義はどのようなプロセスで進める御計画でしょうか。また、各圏域において、市立・私立高校と連携・調整しながら、県立高校が担う役割等を整理して再構築するとされていますが、現段階で描くビジョンについてお示ください。

第三に、学力概念の変遷と全国学力調査の意義について伺います。

教育基本法第二条第一号は、教育の目的として「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養うこと」とされています。学力概念は社会構造の変化や子ども観、教育観の変遷のもとで変化しています。一九九〇年代後半の学力論争のさなか、ゆとり教育への批判も高まり、二〇〇二年に文部科学省が、確かな学力の向上のための二〇〇二アピール「学びのすすめ」を発表しました。この中で、学力とは、単なる知識や技能だけではなく、自分で課題を見つける力、主体的に判断・行動する力、問題解決する力などと定義し、新しい学習指導要領が実施されました。そして、平成十九年より、教育の成果を問う全国学力・学習状況調査が始まりました。調査目的は次の三点です。一、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。二、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。三、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。以上の目的は十分に果たされているでしょうか。相変わらず、従来の学力観から脱却できずにいると感じる場

面があります。毎年、都道府県別の成績が公表されるたびに、平均点競争がなされ、学校現場に影響を与えています。一部の自治体においては、文部科学省の方針を超えて、市町村別の成績公表を行っています。研究者の中には、このような能力主義や競争主義が学校現場に持ち込まれたのは、昭和三十一年から四十一年にかけて文部科学省により実施された全国学力調査にあると指摘されています。全国的に学力競争を過熱させ、一部の都道府県においては、事前対策や不正が横行するほどでした。現在に至るまで、狭義的な解釈に基づく学力観にとらわれている方々もいます。新年度早々、学校現場はプレッシャーにさらされ、全国的に一部の学校では事前対策が行われています。このような一連の流れが児童生徒にどのような影響を及ぼしているのでしょうか。

令和五年に閣議決定された教育振興基本計画では、教育政策は、他の政策分野と比較して成果が判明するまでに長い時間を要することや、成果に対して家庭環境などほかの要因が強く影響することなどが多いことから、政策と成果との因果関係の証明が難しいとされています。そのような中でも、データなどの調査結果に基づき、教育現場や行政機関、子供、保護者、研究者、大学等の高等教育機関など多様な関係者が対話を行い、政策や実践の改善につなげていくという視点も重要であるとしています。これまで学力調査のデータを基に、児童生徒の成長や可能性の伸長等を目指して、子供を含む多様な関係者で対話を行ってきたでしょうか。ただ、結果ばかりにとらわれて格付し合う社会の姿に、日本の公教育は停滞あるいは後退しているのではないかと危機感さえ覚えます。昨年、知事は定例記者会見の中で「学力調査自体は必要だと思っていますが、本当に毎年やる必要があるのかどうか、そこについては、非常に労力も必要ですし、お金もかかっておりますので、そこはよく考える必要があるのではないかと」と問題を提起されていました。ここで改めてお尋ねいたします。全国学力調査が開始されてから十九年がたちます。調査結果を踏まえて、子供の声を取り入れながら、教育施策が改善されているでしょうか。本県における全国学力調査に対する評価についてお聞かせください。

第四に、高校の魅力化推進についてお伺いします。

資料三、各高等学校に期待される社会的役割等及び三つの方針に基づく教育活動の実施・改善を御覧ください。（パネルを示す）令和三年、文部科学省は、新しい時代の高等学校教育の実現に向けて、教育活動の実施・改善に関するイメージを発表していま

す。地域みらい留学とは、住んでいる都道府県の枠を超えて、日本各地にある新しい時代の教育を実現するため、魅力的な公立高校の中から自分の興味・関心に合った高校を選択して進学するプログラムです。主に、私学が立地しない離島や中山間地域、僻地・過疎地域等の条件不利地域の小規模公立高校や専門高校が参画しており、地域みらい留学の受入れ校は、令和四年時点で全国百六十九校になりました。入学者数は、平成三十一年は二百十一人でしたが、令和六年には八百十六名と年々増加しています。宮城県においては、令和五年度より南三陸高校と中新田高校がモデル校として全国募集を開始しています。私は、昨年十一月に第二十四回都道府県議会議員研究交流大会において、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム会長・理事の水谷智之氏より「地域創生から十年若者に選ばれ続ける地域づくり／高校再生を起点に若者還流を」と題した基調講演を拝聴したことをきっかけに、地域みらい留学に興味を持つようになりました。この半年かけて、高校教育課教育指導第二班の協力を得ながら調査を行ってきました。今回は調査結果を踏まえて、四点お伺いします。

一点目は、宮城県のモデル校における全国募集の中間評価と今後の展開についてお答えください。私は、今年六月に宮城県南三陸高校を訪問し、学校関係者、魅力化コーディネーター、南三陸町企画課、南三陸 *kizuna* 留学生たちに対してヒアリングを行いました。全国募集と同時に新設された地域学・地域探究学では、ラムサール条約登録湿地の志津川湾や町の七割を占める森林を持つ南三陸町をフィールドとして、企業と連携しながら課題解決に向けて取り組んでいます。南三陸町にしかない魅力的な学びがあることから、私は、全国募集を行うにふさわしい地域であると考えます。

二点目は、全国募集における県と市町村の役割についてお答えください。今年四月に、島根県教育庁教育連携推進課より、地域との協働による魅力ある高校づくりについてお話を伺いました。廃校寸前であった島根県隠岐島前高校では、魅力化プロジェクトを開始した平成二十年から令和四年の間に、国内外より三百二十名の生徒を受け入れています。平成三十年には、県立高校魅力化ビジョンを策定し、現在は県内全ての県立高校三十六校で全国募集を行っています。私は、六月に東京で行われた地域みらい留学合同説明会へ出席しました。北海道から二十八校、東北から三十二校、関東から二校、中部から十四校、近畿から四校、中国・四国から三十七校、九州から十八校、私学より三

校の計百三十八校が出展していました。各ブースを回ることで、各都道府県における支援体制がよく見えてきました。県外生の生活環境を整備する上で、市町村と県立高校の協働は不可欠です。

三点目、コーディネーターの配置に対する本県の考え方についてお答えください。

島根県の高校魅力化コーディネーター配置・活用の手引きによると、コーディネーターの役割は次の五点に整理されています。一、高校と地域社会（行政、企業、NPO等の協働体制づくり）、二、地域社会に開かれたカリキュラムづくり、三、地域社会での学習環境・学習機会づくり、四、新たな人の流れと多様性ある教育環境づくり、五、魅力ある高校づくりに向けた社会資源を活用した基盤づくり。島根県では、二〇二三年度時点で六十名を超えるコーディネーターが配置されています。以前、島根県の県立高校の視察を行いました。横田高校においては、学校長のリーダーシップのもと、グラウンドデザインが教職員、生徒、保護者、地域社会に共有された上で、コーディネーターを中心に、新しい学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の実現に取り組んでいました。よりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有し、地域と連携・協働しながら、学校教育が展開されています。また、三刀屋高校においては、雲南式探究プログラムを始めるに当たり、まずは雲南市教育委員会から各校に一名を派遣し、コンテンツづくりを行ったと言います。現在は、小学校・中学校にも地域コーディネーターが配置されています。コーディネーターの力を借りながら、総合的な探究を切り口として、地域の特性を生かした学校の特色化・魅力化を進めることが可能となります。

最後に、南三陸高校の校舎の修繕と男女別学生寮建築に向けた県の考えについて伺います。

本県における全国募集に関する専門委員会の資料の中に、市町村に求められる支援について列挙されています。以前、南三陸町役場を訪問し、現在町が行っている支援について調査しました。第一に、佐藤仁町長自らが身元引受人を行っていること。第二に、環境支援として、宮城県内で初となる公営塾志翔学舎を校内に設置、徒歩三十分圏内には旭桜寮を開設したこと。第三に、魅力化コーディネーターを配置したことが分かり、県の方針に沿って運営が行われているとの確認がとれました。そのような中で、南三陸高校と寮を訪問して気になることが二つありました。一つ目は、渡り廊下を歩く生徒た

ちに対して、注意喚起するための三角コーンが置かれていることです。潮風による塩害の影響を受け、外壁が落ちていました。県の施設整備課に相談したところ、県立高校の将来構想の議論を終えてから検討に入るとのことでした。学校は安全配慮義務を果たす必要があります。二つ目は、男女混合の学生寮であることです。寮の一階には食堂や洗濯室、二階には個室二十四部屋が用意されています。町では予算の都合上、別棟を建てることは困難であったといえます。南三陸高校における県外生徒募集の定員を十二名としています。現在の寮の規模では対応し切れず、入学をお断りするというケースが発生しています。知事は、今年六月の定例記者会見において「子供の数全体を増やす出生数、出生数を増やすということに力を入れていきたいなと思っております」と述べておられました。宮城県で学びたいという高い志を持った若者が全国にいます。地域みらい留学は、地域にとっても関係人口の創出・拡大につながり、持続可能な地域づくりに貢献します。また、宮城県の子供たちにとっても多様な価値観に触れ、大きく成長する機会となります。全国の子供たちを宮城県でお預かりし、未来を担う高い志を持つ人づくりを行うことを切に願います。

以上、大綱三点より十五の質問をさせていただきました。宮城県に集う全ての方の人權が守られる県政運営が行われることを御期待申し上げ、壇上からの質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 平岡静香議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱二点目、宮城県の精神医療保健の方向性についての御質問にお答えいたします。

初めに、当事者との協議を踏まえた精神医療改革についてのお尋ねにお答えいたします。

県の精神医療保健の方向性については、精神医療センターの建て替えを契機に、精神保健福祉審議会や障害者自立支援協議会精神障害部会のほか、様々な機会を捉え、当事者を含めた協議や意見交換を進めてまいりました。先月の審議会では、建て替えに求

められる論点整理の審議が行われ、県全体の精神医療の課題と精神医療センターが果たすべき機能の議論が深まってきております。また、昨年度から、にも包括事業の中で、当事者が重要な役割を担う入院者訪問支援やピアサポート活動支援を開始し、事業面での当事者連携も強化しているところであります。県としては、今年七月に精神医療センター利用者に対して、先月には精神障害者保健福祉手帳所持者に対して実施したセンター建て替えに関するアンケート結果を分析し、当事者が求める機能や役割を踏まえながら、精神科救急や身体合併症、重度慢性・治療抵抗性患者の診療など、精神医療保健の課題解決に向けた協議を進め、医療機関の役割分担や連携強化につなげてまいりたいと考えております。

次に、にも包括構築推進事業についての御質問にお答えいたします。

昨年度県では、仙南・仙台圏域をモデル地域として、仙台保健福祉事務所と精神保健福祉センターにコーディネーターを配置し、国が任命したアドバイザーと連携しながら、市町村が取り組むにも包括の構築を支援してまいりました。具体的には、保健福祉事務所において、市町村に対するアンケートやヒアリングを行い、圏域の現状や課題を把握したほか、圏域の協議の場や担当者会議を開催し、各市町村の取組や好事例を共有したところであります。また、協議の場が未設置の市町に対して、保健福祉事務所がアドバイザーとともに支援することで、協議の場の設置・開催につながった事例も出てきております。これらの取組により、地域移行のケース検討や、住民向けの普及啓発に取り組む市町村が現れるなど、全般的にも包括の機運が高まってきたものと受け止めております。今年度からは、モデル地域以外の圏域も含め、県全域でも包括の構築を推進しており、引き続き各圏域の地域特性や課題に合わせた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、心のサポーターの活用促進についての御質問にお答えいたします。

県では、昨年度から、心の不調や悩みを抱えた方の話を傾聴する心のサポーターの養成を開始いたしました。昨年度末時点で養成者数は、心のサポーターが三百七十五人、指導者が百三十二人となり、多くの方に研修を受講していただきました。心のサポーター養成の目的や活用方法は、研修の実施主体によって異なっており、にも包括の考え方を行政施策全般に反映させるため、幹部職員全員を対象としたもの、住民からの相談窓

口を担当する職員を対象としたもの、住民健診の運営に携わるボランティアを対象としたものなど、様々な例がございます。また、今年度からは、保健福祉事務所における出前講座のほか、養成研修を企業、教育機関等のほか、市町村単独でも実施することができようになりました。県としてはこうしたことを踏まえ、今後とも様々な機関・分野において心のサポーターの養成と活用が進むよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、こどもの人権と教育についての御質問のうち、教育分野において重点的に取り組むべき課題と対策についてのお尋ねにお答えいたします。

子供の権利を保障する上では、子供は単に保護されるべき存在ではなく、一人の人間として尊重されなければならないとの認識の下、子供・子育てに関する政策を進めていくことが大切であると考えております。特に、教育分野においては、社会環境の変化に伴って、多様化、複雑化する教育ニーズを丁寧に酌み取り、子供たち一人一人が自らが希望する学びを主体的に選び、実現することができる環境づくりが重要であります。

県といたしましては、全ての子供に教育の機会均等を保障する観点から、確かな学力の育成や子供の居場所づくり、多様な学びへの支援など、学校・家庭・地域が一体となつて、誰一人取り残さない教育の推進に取り組んできたところであります。引き続き、あらゆる場面で子供の権利が守られ、主体性が尊重される社会になるよう、権利主体である子供たちの声をしっかりと受け止めるとともに、総合教育会議等の場を通じて、教育委員会と連携を図りながら、子供たちが安心して自分らしく学び続けることができる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、こどもの人権と教育についての御質問のうち、審議会において特に議論されたテーマについてのお尋ねにお答えいたします。県立高等学校将来構想審議会では、学校配置、高校魅力化、多様な学びの在り方、小規模校の学びの在り方の四つの部会を設け、議論が進められてまいりました。審議会では、県内どこに住んでいても、生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育

機会の確保、時代や地域のニーズに対応した魅力ある県立高校づくりなどの基本方針に基づき、具体的な取組について検討され、今般、骨子がまとめられたところです。審議においては、確かな学力の育成や教育DXの推進などの高校教育の質の向上、大学や企業と連携した専門的な学びや地域の特性に応じた学科横断的な学びなどの時代のニーズに対応した高校の魅力化、オンラインの効果的な活用による教育空間の拡張などについて御意見を頂いたところです。県教育委員会といたしましては、今後の審議会での議論を踏まえ、地域の声や県民の皆様の御意見を頂きながら、次期県立高校将来構想の策定に向け、取り組んでまいります。

次に、これまでの志教育に対する評価と今後の方針についての御質問にお答えいたします。

みやぎの志教育は、かわる、もとめる、はたすの三つの視点で教育活動を捉え、小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会と関わる中で、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていくことを理念として推進してまいりました。これまで各学校においては、小・中・高との異校種間交流や、地域との連携を通して、将来の夢や目標を持つ児童生徒が増えるとともに、地域のよさを知り、地域のために貢献しようとする思いが育まれるなど、志教育への理解が進み、学校の状況に応じた取組が推進されてきているものと認識しております。また、昨年度から、児童生徒自身が自分たちが住む地域の課題を主体的に見だし、地域の方の声を聞き取りながら、自分事として解決することを目指す課題解決型学習を取り入れ、児童生徒の主体的な学びをより重視した活動を推進しております。県教育委員会としましては、地域に根差した課題解決型学習を県内の各学校に展開することで、児童生徒を主体とした志教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、スクール・ミッションと学校配置についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、少子化の急速な進行等の社会経済環境の変化を直視しながらも、魅力ある教育環境を整えるため、県立高校の創造的再構築を行うこととしております。今後、学校配置を考える中で、地域にどのような学びが必要か、地域や学校の意見を聞きながら、学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえて、スクール・ミッションを再定義し、各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像を明確化する

とともに、その趣旨が教員にも十分理解されるよう進めてまいりたいと考えております。また、これからの県立高校の役割としては、県内どこに住んでいても、生徒の興味・関心や多様な進路に対応できる教育機会の確保が重要であり、各圏域において、地域産業を支える人材を育成する専門学科の学びのほか、更なる学力と探究力の向上、多様なニーズに対応した学びの確保が求められるものと考えているところです。県教育委員会といたしましては、興味・関心や希望に応じて生徒が学びを選べる生徒を主語にした高校教育の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の意義についての御質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を全国的に把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証した上で、その改善を図ることなどを目的として実施されております。また、この調査は、学力だけでなく、児童生徒の学習状況や学習に対する意識なども合わせて調査しており、その結果を教育施策の改善や指導の充実に生かしてきております。具体的には、算数が好きであると答えた児童が年々減少傾向にあることや、算数の調査結果に継続した課題が見られることから、今年度より、みやぎの算数教育改善プラン事業を立ち上げ、専任の指導主事による伴走型の授業改善支援を行っております。また、検証改善委員会において、学識経験者や教育委員会、学校現場、保護者など関係者と意見交換を行い、調査結果を分析し、事業改善等につなげる取組を行っております。県教育委員会といたしましては、引き続き、多様な関係者との意見交換を大切にしながら、様々な教育施策に反映させ、児童生徒一人一人の確かな学力の向上につなげてまいります。

次に、全国募集の中間評価と今後の展開及び県と市町村の役割についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、県内外の生徒が共に学ぶ中で、多様な価値観に触れながら、互いを高め合い、心身ともに成長することを目的に、令和五年度から全国募集に取り組んでおり、現在までの三年間で二十七名の意欲ある県外の生徒が入学しております。現在、全国募集を実施している県立高校においては、地域の新たな魅力の発見と発信、課題解決への取組など、地域を学びのフィールドとした特色ある教育活動を実践し、魅力ある学校づくりに取り組んでいるところです。また、他県から入学した生徒が安心して生活

し、地域と関わりながら学校生活を送ることが出来るためには、住環境や生活支援などのサポートが不可欠であり、市町村と連携して支援しているところです。県教育委員会といたしましては、全国募集の実施も含め、地域と連携しながら、魅力ある学校づくりを推進することが重要であると考えており、引き続き市町村と意見交換しながら、教育の充実と地域の活性化の相乗効果が得られるよう、更に検討してまいります。

次に、魅力化コーディネーターの配置に対する考え方についての御質問にお答えいたします。

魅力化コーディネーターは、地域の資源を教育に結びつけ、学校の特色化や魅力化を推進する役割を担う存在であり、大学や地域企業等との連携体制の構築や、地域との橋渡しを行うなど、学びの環境づくりや探究的な学習活動の推進において重要であると認識しております。現在、全国募集を実施している県立高校においては、魅力化コーディネーターが配置され、地域と連携した探究活動の推進や、県外からの入学生への支援に取り組み、学校の魅力を全国に発信する役割を担っていただいております。また、地域進学重点校においては、生徒の探究テーマに応じて様々な人材や企業等との連携が必要となることから、コーディネーターを配置し、地域社会と連携した課題解決型の探究活動に積極的に取り組んでおります。県教育委員会としては、今後ますます、地域と連携した探究的な学びが求められることから、市町村とも連携し、コーディネーターの配置を含めた、地域との協働体制の構築を図りながら、引き続き高校の特色化・魅力化に取り組んでまいります。

次に、南三陸高校の校舎修繕と男女別学生寮建設についての御質問にお答えいたします。

全国から意欲ある生徒を受け入れるためには、地域資源を活用した教育活動の充実に加え、安心して学び暮らせる環境づくりが重要であると認識しております。南三陸高校の校舎の老朽化や学生寮の狭隘化の現状については、承知しているところであり、こうした課題も含め、施設整備の在り方等について南三陸町と意見交換しながら、しっかりと検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 選挙管理委員会委員長櫻井正人君。

〔選挙管理委員会委員長 櫻井正人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（櫻井正人君） 大綱一点目、民主主義と選挙についての御質問のうち、第二十七回参議院議員通常選挙の総括についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の参議院議員通常選挙は、補欠選挙を除いて、戦後初めて三連休の中日に投票が行われたことから、投票率の低下を懸念する声もありましたが、全国的に投票率が上昇する中、県全体としては五五・三七％と、令和四年の参議院議員通常選挙と比べて六・五七ポイント上昇する結果となりました。特に、期日前投票の利用者が増加しており、市区町村における期日前投票所の増設など、投票環境向上の取組やこれまでの主権者教育の取組に一定の成果があったものと考えております。また、改正公職選挙法による選挙運動用ポスターへの品位保持規定が適用された初めての国政選挙となり、県選挙管理委員会としては、法改正の趣旨や内容について、説明会やホームページ等で候補者や有権者への周知に努めた結果、管理執行上の大きなトラブル等もなく、滞りなく選挙を実施することができたものと認識しております。御指摘のありましたとおり、選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、国民・県民一人一人にとってよりよい社会を築くための代表者を選ぶ重要な政治参加の機会であります。引き続き、投票しやすい環境の整備や有権者の主権者意識の醸成、選挙制度の周知等に取り組んでまいります。

次に、民主主義のリテラシー向上と主権者教育の現状及び課題についての御質問にお答えいたします。

県選挙管理委員会としては、特に若いうちから政治や選挙を自分事として捉えていくことが重要であると考えており、教育委員会や市区町村選挙管理委員会と連携し、小・中学校、高校を対象とした選挙出前講座を実施しております。また、昨年度から、主に県内の大学で構成される学都仙台コンソーシアムと連携し、大学生による選挙のワークショップ等を行っているところであります。選挙出前講座の実施に当たっては、単に選挙制度の紹介をするだけでなく、選挙の重要性や意義等に加え、SNSにおける情報の受け止め方などにも触れることで、民主主義のリテラシーを高めるよう工夫しております。現状の課題として、今回の参議院議員通常選挙でも二十代前半の投票率が最も低く、四割程度にとどまっていることから、特にこの世代に対する政治意識の涵養や投票行動につながるような取組をより効果的に実施していく必要があると認識しております。

す。引き続き、関係機関と連携し、他自治体の取組事例なども参考にしながら、民主主義のリテラシー向上と主権者教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 御答弁ありがとうございます。では、最初に大綱一点目、民主主義と選挙について伺います。

今の参議院議員選挙の総括ということで、あまりにも大きなテーマだったので、答弁されるのも非常に難しかったかもしれませんが、市民の方からしますと、公職選挙法が改正されて、しばらく混乱が続いている日本全国の選挙がどのように少し収束していくのかなという注目に値していたようです。そういう中でも、今回の議会でも取り上げられているSNSの問題など、やはり相変わらず法の抜け道を見つけていろんなトラブルが起きているという印象を受けております。知事選を前にあえて取り上げさせていただいたのは、やはり今民主主義の根幹がここで非常に揺らいでいるということですので。ここで伺います。ファクトチェック——ネット上で出されていることが本当に正しいのだろうかということを日本ファクトチェックセンターと連携して、そして県として公表するなどという取組をされるという考えはございませんか。

○副議長（本木忠一君） 選挙管理委員会委員長櫻井正人君。

○選挙管理委員会委員長（櫻井正人君） ファクトチェックにつきまして、選挙管理委員会として、今SNSで選挙管理委員会のことを情報提供しているのですが、やはりそういうチェックをする場合において、今の現時点で大変難しい質問ですが、それに対してこちら側の発信はしておりません。ですからあくまでも相手方から来るだけというふうなことで今は止めておりますので、今後どのような展開になってくるか分かりませんが、やはりそれに対応したようなやり方とか、そういうのを今から検討していかなければならない問題だろうなというふうに思っています。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） 今、選挙管理委員会委員長が答弁したとおりであります。が、我々総務部といたしましても、選挙管理委員会の検討結果を受けまして、必要な対応があれば対応してまいりたいと考えております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 総務省の情報通信白書という中に、そのようなファクトチェックをしつかりと行っていきたいと思いますというような方針が令和五年の時点で示されています。今のお話ですと、まだ積極的に県がそこに踏み込もうとしている感じがなかったのですけれども、選挙にかかわらず日々、誤った情報や偽の情報が積極的に発信されますと、宮城県に住んでいらっしゃる県民の方々が非常に不安な思いをされますし、県政の混乱につながります。もう少し積極的な答弁を求めたいのですけれども、よろしく願います。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まさに今当事者で、いろんなデマが飛び交っております、被害を受けている者の一人です。今の制度では、候補者——個人がやはり対応せざるを得ないような状況になっておりまして、こういったようなものはよりちゃんと組織でチェックする——誰かが申立てをすれば事実かどうかを確認して、しかるべき対応をしないと今のような体制がどんどん広がってしまいますと、もう手がつけれないのです。もう、個人では対応できないと思います。こういうようなものはやはり基本的にデジタルでやっていますので、ちゃんと調べようと思えば、公的機関で責任を持つところでやれば、私は調べることができると思いますので、こういったようなことも主張していきたいというふうに思っております。今、お話のあったようなところで、どこまでやっていただけるのかとかはちよつと調べてみたいなというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 宮城県民の平穏な生活を取り戻すためにも、ぜひよろしく願います。

次にお尋ねいたします。にも包括については、大分踏み込んでお話を聞くことができました。例えば、ピアサポートのお話も出ましたけれども、大事なことは「要請しました」で終わるのではなく、実際に医療・福祉機関とつなげて、ここで活躍の場がありますよというところまで御紹介することになると思います。現段階で、養成研修の後にこういう場所で働くことができますよというようなリストとかを作成して提示している

でしょうか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） リスト化とか、そういったものまでは至っていませんけれども、そういったピアサポートの制度の導入といったことでお力を借りながら、患者さんの皆様と行政・医療をつないでいただくような役割を担っていただくところが緒に就いたばかりでございます。これからそういった取組を強化していきまして、行く行くはこういった活躍の場とかをピアサポートの方にもお示しして、なお一層モチベーションの向上につなげていくような取組を我々としては考えてまいりたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） カウンセラーさんとか実際に現場で働いている方から、そういうサポーターの方々のお手伝いがあると、更に地域に戻っていただくときなどにより準備ができるということで伺っておりますので、ぜひ、目に見える形で活躍の場所につながるように、更に一押しよろしくお願いいたします。

続きまして、志教育についてなのですが、先ほど資料を掲示しましたが、その中に、平成二十年に宮城県民に対して教育についての意識調査を行って、その結果、この志教育の中に県民の思いとして盛り込まれているという注意書きが書いてあったのですが、平成二十年というが大分時代が進んだなという印象があります。ここで改めてお伺いします。令和にふさわしい内容にアップデートされてはいかがでしょうか。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 志教育につきましては、理念を先ほどお話ししましたけれども、それに基づいて各学校で様々な取組をしていただいております。先ほど御紹介しましたけれども、昨年度から、また新たに課題解決型学習というのも取り入れて展開しているということでございます。この志教育自体は、子供たちが自分事として一つ一つ、この社会と関わりながら成長していくというプログラムですので、日々、関わっている子供たちの中で育まれていくものではないかなというふうに思っております。なので、行政的に何かをアップデートするというよりも、みんなの心の中に浸透してきていると思いますので、そういった時代に合った社会と人に関わりながら、更に志教育を展開していきたいというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 教育現場のスピード感と社会のスピード感が今非常にかみ合わない状態でして、この二十年で社会が大幅変わっている中で、このままというのは少し時代錯誤の部分も出てくるのではないかと感じて質問いたしました。

では、最後の項目に入っていきますが、全国募集に関してです。こちらの全国募集に関しては、やはり、町長さんの強い思いがあつてこそ実現したものでした。今後更に、宮城県内の高校に広げることでしたけれども、質問いたします。県がもう少し市町村に任せっきりでなく、サポートしていただいて、ともにまちづくり・学校づくりを行っていたきたいのですが、その辺りをお願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 全国募集につきましては、特にやはり高校の教育内容と地域の活性化と両方の相乗効果が生まれるような取組が非常に大事だと思っております。県と市町村が一緒になって取り組むことが大事だと思っております。今後更に、南三陸は非常に成功例としてやっていただいております、これから県内に展開していきたいというふうに思っておりますので、県としても積極的に関わっていききたいというふうに思いますし、市町村との対話もしっかりしていきたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 引き続き調査を継続します。よろしくお願いします。ありがとうございました。

次期県立高校将来構想「高校教育の創造的な再構築」に向けた柱となる取組について

目的

- 全ての生徒の可能性を最大限引き出す質の高い高校教育を実現するため、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。
- この実現に向け、少子化の急速な進行等の社会経済環境の変化を直視しながらも、持続可能な教育環境を整えるため、県立高校の創造的再構築を行う。

取組の方向性

- 学校に生徒を合わせるのではなく、興味・関心や希望に応じて生徒が学びを選べる、生徒を主語にした高校教育の実現
- デジタル技術を活用した学びと、対面によるリアルな学びを効果的に組み合わせ、多様化・グローバル化する社会の中で、主体的に課題に取り組み、未来を切り拓く資質・能力を育む新たな学びの環境を整える。

基本理念

基本方針

1 学力と探究を極め進学力も向上させる環境の整備

- ✓ 高い学力と探究力を兼ね備え、難関大へも挑戦できる人材を育成する拠点校を設置する。

- 他の拠点校等と連携したピアグループ（協働学習体制）の形成等による進学力強化
- 実践的な課題解決能力を養う探究活動による希望進路の実現



仙台三高：教科横断的な「データサイエンス」による科学的な探究学習

2 専門学科における実践的な学び

- ✓ 農業や工業については、大学や民間との連携により先端技術に関する学びを充実させた科学技術高校を設置する。
- ✓ 水産については、6次産業化や海洋資源の活用など、地域の特色を活かした学びの機会を提供する。
- ✓ そのほか、農業科、工業科、商業科など、複数の学科を幅広く学べる環境を整備し、より実社会と結びついた学びの機会を提供する。
- ✓ さらなる専門性の追求など多様な進路に対応した学びへも対応。



三重県水産高校：レーザー・自動衝突援助装置シミュレーター

3 多様な学びのニーズへの対応

- ✓ 多様な学習ニーズに応じてフレキシブルに学ぶことのできるidealスクールの取組の実績を踏まえ、他地域への展開を検討する。
- ✓ 多様な状況の生徒、配慮や支援が必要な生徒が取り組みやすい環境づくりを進める。



京都府立清明高等学校：個別最適な学習スタイル

4 オンラインの効果的な活用などによる教育空間の拡張

- ✓ オンライン教育センター(仮)の設置により、小規模校をはじめとする学校での学びの質を確保する。
- ✓ 通学や移動時間が長くなる生徒のため、デジタル技術の活用によりギャップを埋める対策を講じる。



田尻くら高校：遠隔授業配信

- ・ 県内どこに住んでいても生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育機会を確保する。
- ・ **スクール・ミッションの再定義を行い、各校の特色を強く打ち出すことで、生徒に合った、質の高い学びの機会を提供する。**
- ・ 少子化の進行による生徒数の減少や学校の小規模化の中でも生徒が切磋琢磨し、刺激し合うことができる環境を整える。
- ・ デジタル技術を活用した学びと、対面によるリアルな学びを効果的に組み合わせ、多様化・グローバル化する社会の中で、主体的に課題に取り組み、未来を切り拓く資質・能力を育む新たな学びの環境を整える。
- ・ 地域資源を活用するなどして専門性・応用力を高め、より実践的に学べる環境を整備する。
- ・ 多様な状況の生徒、配慮や支援が必要な生徒が取り組みやすい環境づくりを進める。

▶ 創造的な再構築に向けた学校配置・学級規模の設定

- ・ 学校活動の維持のためにも、一定程度の学校規模を確保するため、圏域を広く捉えることとし（7→5）、圏域の実情を踏まえながら、普通科や専門学科、多様な学習ニーズに対応するための学校を配置する。
- ・ 必要学級数の設定に当たっては、人口動態の他、私立高校の授業料無償化などの制度変更の影響も盛り込む。

出典：令和7年度第1回県立高等学校将来構想審議会（令和7年8月1日）配布資料 / （仮称）第4期県立高校将来構想答申骨子（案）より作成

みやぎの志教育

みやぎの子どもたち ー現状と課題ー

- みやぎの子どもたちは、人の役に立つ人間になりたい、卒業まで進路希望を達成したいと思っています。
- 将来の夢や目標をもっていますが、自分に自信がもてず、難しいことでも失敗を恐れず挑戦することに消極的な様子が見受けられます。
- 小・中・高校生とも学ぶ意義や学習目的を十分に理解していない傾向にあります。
- ◆高卒就職者の離職率は高い現状にあります。

資料

【資料1】小・中学生の自己像

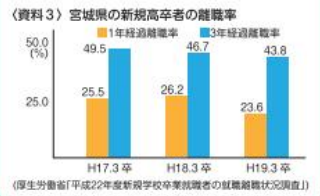
項 目	小6	中3
将来の夢や目標をもっている	70.0%	44.5%
人の役に立つ人間になりたいと思う	66.0%	62.8%
自分にはよいところがある	30.5%	20.7%
難しいことでも失敗を恐れず挑戦する	23.0%	14.5%
授業で学習したことは	語 彙	54.3%
社会で役に立つ	語彙・数学	65.3%

(文部科学省「平成22年度全国学力・学習状況調査」 本県結果)
※4つの選択肢のうち「当てはまる」と回答した児童生徒の割合

【資料2】高校生の学習や進路に係る意識

項目	高2
(学習目的)特に何も考えていない	21.0%
(進路)卒業まで絶対希望を達成したい	59.0%

(県教育委員会「平成21年度みやぎ学力状況調査」)



みやぎの志教育とは

小・中・高等学校の全時期を通して、人や社会とかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育です。

提言 (「志教育」プラン策定委員会)
一夢をはぐくみ志に高めるために
取り組んで欲しいことー

- 【学校では】
- ◆学習や体験活動の成果を将来の夢や目標につなげていく力を付ける。
 - ◆興味をもったことを追求する力や、基本的なことを習得するまで努力する力を付ける。
 - ◆豊かな人間関係を築かせるため、コミュニケーション力を付ける。
 - ◆小・中・高等学校の取組のつながりを大切にする。

- 【家庭や地域では】
- ◆規範意識など、人としての基本をしつかりと育てる。
 - ◆子どもの話をじっくりと聞き、話をする時間を大切にして夢や目標をともに考える。
 - ◆家庭や地域の中で、子どもに役割をもたせ、だれかの役に立つ喜びを体験させる。

県民が願う 子どもたちの将来像

- ①社会のルールを守り、正義や責任などの気持ちをしつかりもつ人
- ②よりよい人間関係をつくるコミュニケーション力があり、協力して行動できる人
- ③自分で考え行動するなど、自立心をもつ人
- ④苦しさ、つらさなどに耐える力を持ち、ねばり強くものごとにあたれる人
- ⑤未来のことや新しいことを考える力があり、社会をよりよくしようとする人

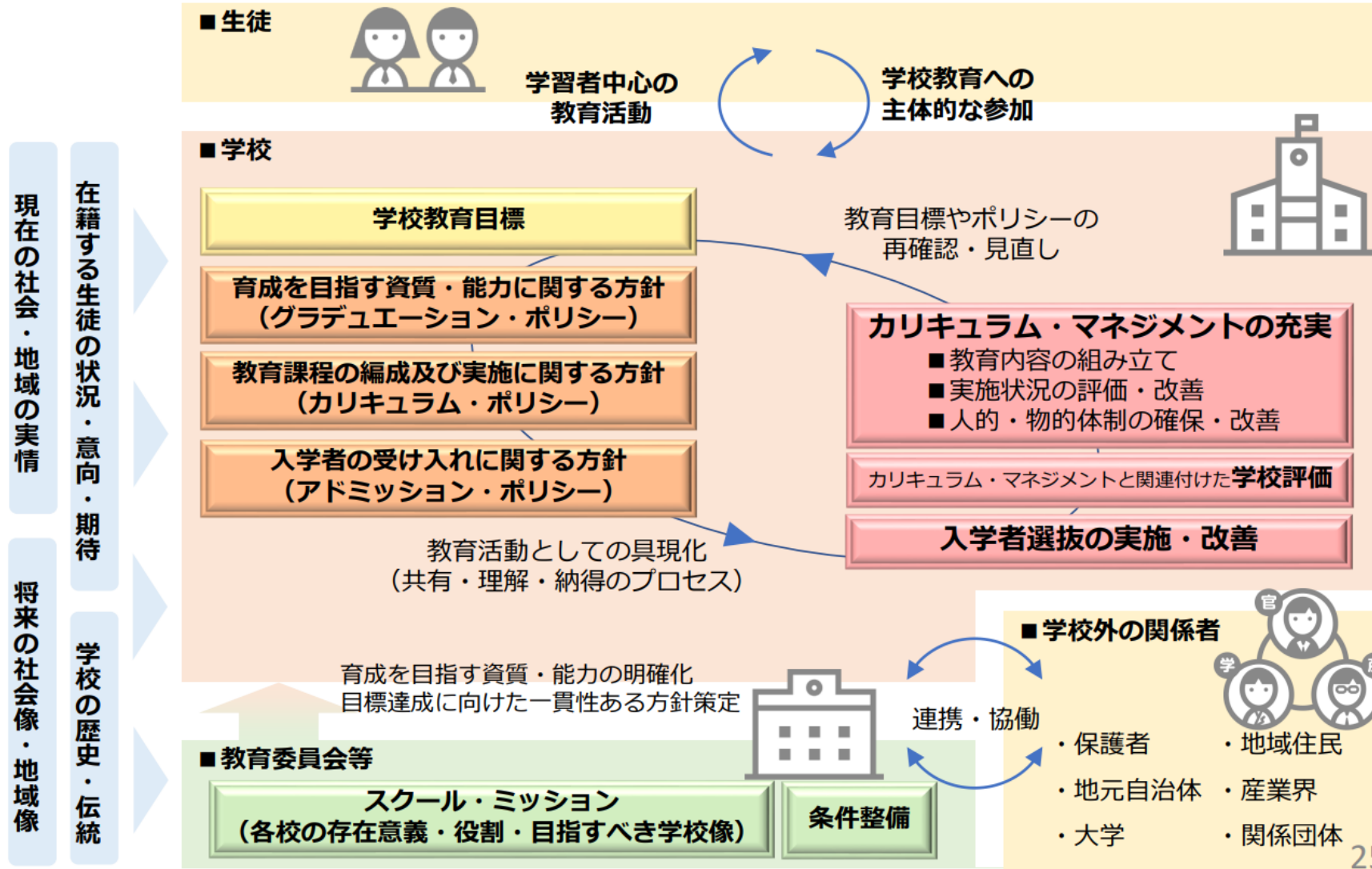
(H22.3策定「宮城県教育振興基本計画」中の資料「教育に関する県民意識調査」(H20.9)から)

成 果

- すべての公立学校で年間指導計画が作成され、域内の実態に応じた取組が展開されている。
 - 各中学校区や市町村教育委員会単位で、異校種交流や、地域交流が活発になり、キャリア教育と関連付けた取組が進められている。
- ↓
- 志教育の意義や理念は県内に広く浸透
 - 各学校で実態に応じた志教育が推進される

子どもたちの現状や課題
県民の願いを踏まえて
「みやぎの志教育プラン」を策定

スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の実施・改善（イメージ）



地域みらい留学とは

169校を超える日本各地にある魅力的な公立高校の中から、住んでいる都道府県の枠を超えて、自分の興味関心にあった高校を選択し、高校3年間をその地域で過ごす国内進学プログラム。美しい自然や豊かな文化に溢れた魅力ある地域で、立場や世代を超えた多様な人々に囲まれながら高校生活を過ごします。少人数、かつ、地域に開かれた教育の中、多様な経験と挑戦の機会があることで、高校生ひとりひとりの個性と自立心が育まれる。

受け入れ高校予定数
（令和7年4月時点）

